（事業税）

原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料、減価償却費、その他経費、事業報酬額、法人税及び地方法人税（住民税を含む。）の合計額（ｇ１）　×　事業税率（ｇ２）／（１－事業税率）　＝　事業税（G）

（ｇ１）　円	（ｇ２）	（G）　円

（道路占用料）

１供給地点当たりの占用料（ｈ１）　×　供給地点数（ｈ２）　＝　道路占用料（H）

（ｈ１）　円	（ｈ２）	（H）　円

（５）減価償却費

建物及び償却資産（車両を除く。）投資額（B⑦－B⑥）　×償却率（ｉ１）＝減価償却費（Ｉ①）

（B⑦－B⑥）　円	（ｉ１）	（Ｉ①）　円

車両投資額（B⑥）　×　償却率（ｉ２）＝　減価償却費（Ｉ②）

（B⑥）　円	（ｉ２）	（Ｉ②）　円

減価償却費（Ｉ）（Ｉ①＋Ｉ②）	円

（６）その他経費

原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料及び減価償却費の合計額（ｊ１）　×諸経費率（ｊ２）＝その他経費（Ｊ）

（免税事業者）

原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料及び減価償却費の合計額（ｊ１）　×　諸経費率（ｊ２）×（１＋消費税等税率）　＝　その他経費（Ｊ）

（ｊ１）　円	（ｊ２）	（Ｊ）　円

第４表

営業費以外の項目算定明細表

（法人税）

事業報酬額（Ｌ）　×　事業報酬額中の自己資本相当分比率（ｋ１）　×　法人税係数（ｋ２）　＝　法人税（K①）

（Ｌ）　円	（ｋ１）	（ｋ２）	（K①）　円

（地方法人税）

法人税（K①）　×　地方法人税法に定める税率（ｋ３）　＝　地方法人税（K②）

（K①）　円	（ｋ３）	（K②）　円

（住民税（法人税割に限る。））

法人税（K①）　×　地方税法に定める標準税率（ｋ４）　＝　住民税（K③）

（K①）　円	（ｋ４）	（K③）　円

法人税及び地方法人税並びに住民税（K）　（K①＋K②＋K③）	円

第５表

事業報酬算定明細表

有形固定資産投資額（Ｂ）×　標準報酬率（ｌ１）　＝　事業報酬額（Ｌ）

（Ｂ）　円	（ｌ１）	（Ｌ）　円

（注）　第14条第２項において準用する第７条の規定により財務体質強化原資を設けるときは、該当する欄を事業報酬額の欄の下に設け、財務体質強化原資の額を加えた額を記載し、これを除いた額を括弧内に記載すること。

様式第２（第８条、第９条、第10条、第11条関係）

第１表

総　原　価　整　理　表

項目			金額（円）	構成比（％）
個別原価項目	原料費			
	労務費			
	修繕費			
	租税課金	固定資産税		
		事業税		
		道路占用料		
	減価償却費			
	その他経費			
	小計			
	事業報酬額			
	法人税及び地方法人税並びに住民税	法人税		
		地方法人税		
		住民税（法人税割に限る。）		
合計（総原価）				

ガスの販売量	m^3／年
１m^3当たり単価	円

（注）　１．本表の個別原価項目については、仕入れに対する消費税等相当額を含まないこと。ただし、免税事業者にあっては、原料費、修繕費及びその他経費に消費税等相当額を含んで計上すること。

２．１m^3当たり単価は、総原価をガスの販売量で除して算定し、小数点以下第３位を四捨五入し記載すること。

３．第14条第２項において準用する第７条の規定により財務体質強化原資を設けるときは、該当する欄を事業報酬額の欄の下に設け、事業報酬額の欄には財務体質強化原資の額を加えた額を記載し、これを除いた額を括弧内に記載すること。

第２表

機能別原価配分集計表

（単位：円）

項目	製造需要原価		供給需要原価		需要家原価
	固定費	変動費	固定費	変動費	
原料費					
労務費					
修繕費					
固定資産税					
道路占用料					
減価償却費					
その他経費					
事業報酬額					
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）					
事業税					
合計					

（注）　第14条第２項において準用する第７条の規定により財務体質強化原資を設けるときは、該当する欄を事業報酬額の欄の下に設け、事業報酬額の欄には財務体質強化原資の額を加えた額を記載し、これを除いた額を括弧内に記載すること。